

# 議会運営委員会記録

令和4年1月19日（水）

開議 09時 59分

閉議 11時 46分

全員協議会室

## 出席者

- 〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員（代理 岡本議員）
- 〔議長団〕 笹田議長、川神副議長
- 〔委員外議員〕 なし
- 〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長
- 〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記
- 

## 議 題

### 1 令和4年1月浜田市議会臨時会議について

#### (1) 令和4年1月浜田市議会臨時会議の付議事件等及び付託案について

資料1-1、1-2

#### (2) 令和4年1月浜田市議会臨時会議の会議予定について

資料1-3

#### (3) その他

- 質疑なく案のとおり了承

### 2 3月定例会議の陳情審査時の意見陳述の実施方法について

資料2

- これまでと変更なく実施する

### 3 特別委員会の設置の有無について

資料3

- 特別委員会を設置する。2月17日の議会運営委員会で設置案を提示する。

決定事項は次のとおり

#### ① 委員会名 協働のまちづくり推進特別委員会

#### ② 目的及び調査事項

協働のまちづくりの推進について調査及び研究を行うとともに、市に対し必要な意見及び提言を行うことを目的とする。

#### ③ 定数 8人

#### ④ 選出区分

所属議員数3人以上の会派は、3人ごとに1人を選出。3人未満の会派は1人選出。また、議長団から副議長。よって会派は、山水海3人、超党みらい2人、創風会及び公明クラブ1人、副議長

#### ⑤ 設置期限 本委員会は目的を達成するまでの期間設置する。

#### ⑥ 提案日 令和4年3月17日（定例会議最終日 議会運営委員会提案）

4 重要案件の意見交換会（子育て支援について）について

資料4

- 今年度中止。次年度改めて調整

（中止理由：新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため。）

5 今後の行政視察について

- 議長から次の3点が提案され、了承。

- ① 県内・県外を問わず、現地訪問の視察は行わない。
- ② Web（ウェブ）でのオンライン形式での視察は可能とする。
- ③ 現地視察の代替として、視察旅費を所管委員会の調査事項に関するオンライン研修の受講料に活用することを可とする。視察旅費の範囲内で、委員会として委員全員で受講し、研修内容を委員会活動に生かす。

6 その他

- (1) 令和3年12月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

資料5-1

- 質疑等特になし

- (2) 令和4年2月7日の議員研修会の開催について

- 中止

- (3) 令和4年度当初予算説明資料の購入希望について

資料5-2

（※紙資料を希望する場合は、2月10日までに申込書と代金を事務局へ提出）

- 対象の冊子の金額が確定次第（1月下旬頃）全議員へメールで周知

※委員会時点で金額が未確定

- (4) その他質疑等特になし

---

■次回議会運営委員会 令和4年2月7日（月） 午前10時～ 全員協議会室

■予定議題

1 6月以降の陳情審査及び意見陳述について

2 浜田市議会基本条例の見直しについて

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 09 時 59 分 開議 ]

布施委員長

本年になって初めての議会運営委員会である。本年もよろしくお願ひする。ただいまから議会運営委員会を開催する。出席委員は8人で定足数に達している。なお牛尾委員が欠席のため代理として岡本議員が出席されている。また、川上委員は遅刻とのことである。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和4年1月浜田市議会臨時会議について

(1) 令和4年1月浜田市議会臨時会議の付議事件等及び付託案について

布施委員長

資料1-1をごらんいただきたい。総務部長。

総務部長

( 以下、資料をもとに説明 )

布施委員長

続いて資料1-2をごらんいただきたい。次長お願ひする。

下間次長

( 以下、資料をもとに説明 )

布施委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

( 「なし」という声あり )

(2) 令和4年1月浜田市議会臨時会議の会議予定について

布施委員長

資料1-3をごらんいただきたい。次長お願ひする。

下間次長

( 以下、資料をもとに説明 )

布施委員長

ただいまの説明について質疑等はないか。

( 「なし」という声あり )

(3) その他

布施委員長

執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

執行部はここで退席されるが委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

ではここで執行部は退席となる。

《 執行部退席 》

2 3月定例会議の陳情審査時の意見陳述の実施方法について

布施委員長

こちらについては前回の議会運営委員会で、意見陳述を実施することは決定し、実施方法について再度会派へ持ち帰り本日発表することが決定している。あらかじめ各会派から提出された意見をまとめたものを配信する。タブレットをごらんいただきたい。各会派から補足があればご発言願ひ。

串崎委員

山水海は見てのとおりであり、3月定例会議は全部変更なしという形にはしているが、今までも言っているが、陳述については抜本的な改革、ルールの見直し・変更が大事だということで、今後そうしたところを検討していただきたい。

また下の意見の真ん中だが、請願と陳情の内容の整理等もしていかなければいけないという意見も出ている。今回1月末に基本条例の変更もあるが、基本条例の第10条に、採択した請願及び陳情への対応といった文面もあるので、その辺のことも考えながら請願と陳情の整理をしていくべきだろうという意見も出ている。

最後の四角だが、やはり陳述者または傍聴者、なかなかマナー違反もあるので、そのことを徹底的に3月定例会議にお願いしたい。常任委員会の委員長権限もあるので、ルール化という形で、こうしたらすぐ退場とか、きっちりやっていくべきだろうということがそこに書いてある。以上を山水海として話をしたところである。

布施委員長  
小川委員

ほかに。

超党みらいについては、要点についてはまとめて表にしてあるとおりである。ただし前の三つ、陳述時間・陳述場面・質疑の関係については基本的には3月定例会議でそこまでの問題点についての整理並びに全体としての情報共有なり認識の一致は難しいだろうということがあがるが、それぞれに対しての意見も付した上でと書いた。例えば陳述時間について、結論は3月については3分でよいということだが、今実質、本人が希望すれば実施できるような状況になっているが、これもあくまでも議会運営委員会の中で必要と判断したときだけ実施する方向で検討すべきではないかということだが、そういった点については少し全体での認識の一致を図るまでには時間がかかると思うので、3月定例会議については3分でよいという内容にしている。

場面については、希望とすれば陳述だけを審査するための委員会を別の日に設ける方向でというのは以前のところでも考え方を示しているが、それも全体でそういう方向を確認するためには相当時間もかかるし、そうなり得ない場合もあるので、それも含めて現行どおりで3月はやむを得ないだろうという書き方にしてある。

執行部の同席については一応不要というのが基本だが、その点についても考え方とすればそのような気持ちでまとめた。

質疑についても、基本は現行どおりでやむを得ないということだが、方向性とすれば基本は文書主義なので、陳述の内容について疑義があれば各委員で事前に本人に確認するとか、照会するといった作業、あるいは執行部に対しても判断するための材料として質疑がある場合には行っていただくようなことを通していけばよいのではという考え方をもちながら、現行の状態では3月は現行どおりにな

らざるを得ないだろう。

今後の課題としては多分、6月以降の扱いをどうするかということだが、現在浜田市議会陳情書取扱基準が廃止されている。廃止になった経緯や、あるいはそのものの継承といったことの総括をきちんと、議会運営委員会の中ですべきだと思うし、その中できちんと問題点を整理した上で新たな取り扱い基準も策定する必要があると思っている。

またこの間問題になってきた不規則発言や立ち歩き、執行部への発言の強要、こういったいわゆる審査の妨害行為に対しては速やかに退室を促し、改善が見られないときには今後、陳述あるいは傍聴も認めないというような強い姿勢も必要ではないかと思っている。

審査中に限らず、委員会室の部屋の中だけでなく外に出てロビーからの挑発行為や、あるいは妨害行為ということも見られたもので、休憩時間あるいは審査中にかかわらず、委員会室、あるいはロビー、ドアの外も含めて議会運営の秩序をきちんと守るために、そういう姿勢を議会としても示すし共有すべきだと考えている。

今日参加すると、ロープが張ってあり、陳述席とを隔てざるを得ない、これも一つの改善だろうと思うし、こういった点は非常に評価できる部分だと思うので、こういったことを少しでも、今までどおりということではなく、少し工夫されただけでも前進だと思うので、こういった点について皆との共有化をしながら、正常な議会運営に努めていただきたいというのが超党みらいの考え方である。

布施委員長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

今の山水海と超党みらいの補足説明を十分頭に入れていただき、3月定例会議の陳述は変更なしでやるのだが、皆もご存じのように9月、12月は試行的に陳述をやった部分もある。今回はやむを得ず3月定例会議もそのような形で陳述はすることになっているが、ルールはルールとしてしっかり守っていただきたい。そして陳述者も傍聴者も、そういった意見が出ているのでそれを見ながら3月定例会議にやっていかなければいけないと思っている。

議長から、この陳述そして傍聴者のエリアの確保について提案があるので、議長の補足説明をお願いします。

笹田議長

先ほど小川委員からもあったように、今回議会の予算でこういったものを購入させていただき、傍聴者が委員会等々の途中に出歩かないようにということで、こういうことをさせていただいた。

今回この内容だと3月の申請については通常どおり行われる予定になると思うが、ただ前も言ったように陳述者が傍聴者となったときにそういった問題行為があったということで、浜田市の傍聴規程第7条に、係員がしっかり指示を伝える、その後、委員長がその

指示に従わない場合に退場させることができるといった文言がついている。その中で、3月定例会議から係員がしっかり1枚もののペーパーを傍聴者に渡し、正副委員長にその紙を持っていただき、それに違反した場合は委員長の権限で対応していただくという形で、委員会で差異がないようお願いしたい。陳情の陳述と傍聴とは違うが、傍聴者に対してはそういった、現行ルールの中でしっかり対応できるように3月定例会議は進めていきたいと思っているので、ご協力をよろしくお願いします。

布施委員長

議長補足説明感謝する。あくまでも3月定例会議は陳述をする前提であることを踏まえて、ご意見ある方は伺う。

小川委員

各会派持ち帰りということで、それぞれに対する考え方を持ち寄ったようになっているが、心配するのは創風会については3月定例会議に対しては変更なしというのはよいが、その他の意見も含めて全くなしということについて。少しこの辺は何か意図があってそうされているのか、今までのいろいろな流れ、陳述を開始して以降での問題点については議論されているのか。された中でも全く問題がないとされているのか。そのあたりの認識がわからないのだが。全く問題ないとするなら、今後6月以降も同様にしたときも、それ以外の会派ではさまざまな問題点が指摘されているし、先ほど串崎委員も言われたようにルール化も含めて検討しなければならないが、その出発点となるべき現状認識について、全くないというのは少し。それではこの間の陳述についてのやりとりも含め、議場の議会運営も含めて、どこの自治体に対しても胸を張って、浜田市議会はこういうことをやっていると言える状況にあるのかといえ、私は少し問題があると思うのだが。まだ川上委員はお見えになってないが、もしそういった点についてご認識があれば少しお伺いしたい。

布施委員長

小川委員、創風会に対しての質疑でよいか。はい。肥後委員、もし曖昧でまだわからない部分はわからないでよいので、知っておられる範囲内で結構なので、ご発言をお願いします。

肥後委員

創風会として全部変更なし。最後小川委員がおっしゃった其他のご意見はなしということだが、今日遅れて来られる川上委員とも昨年から話していたのだが、市民の声を聴くというところで、私が議員になる前から問題は多々あったそうだが、その辺の話も聞いている。12月定例会議で実際に目の当たりにしたわけだが、ここで陳述等を行わないようにすれば、また市民の声が、一人ではなくほかの方から聴けなくなっていくということ、なしとなった。真意のところは私個人の意見ではないので、申しわけない。

布施委員長

肥後委員は議員になられて12月は経験されたとのことだが、市民には陳情ができる権限がある。ただしルールの中で。目の当たりに見られてびっくりされた部分はあると思うが、そういったところも

踏まえて3月は実施するが、6月定例会議においての根本となる考え方はそういったことを守りながら、また、徹底しながらやるべきということを陳述者にも言わなければいけないし、陳述者が傍聴者になるとときにはルールをしっかりと守っていただけないということだったので、そういったものについての意見を、6月定例会議にはまたしっかりとそういうルールづくりも踏まえてやりたいと思っている。会派内でそういうところもしっかり話し合っていたらいい。肥後委員、そういう感じでよろしいか。

肥後委員  
布施委員長

はい。

その他ないか。

( 「なし」という声あり )

では意見を集約したところである。3月定例会議での意見陳述の実施方法は、従来と変更なく実施することよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

なお、各委員会におかれては委員会傍聴規程に基づき、運用を徹底していただくようよろしくお願いする。

### 3 特別委員会の設置の有無について

布施委員長

こちらについては前回の議会運営委員会で、協働のまちづくりだけではなくその他の特別委員会の設置の有無も含めて会派内で協議し、設置が必要な場合は設置目的、設置定数、選出区分、設置時期についての提出をお願いしていた。あらかじめ各会派から提出された意見をまとめたものを配信する。資料3を見てもらいたい。

各会派から補足があれば発言を。

串崎委員

山水海は前から言っているように、一応設置するということをお願いしている。委員会名は書いてあるとおり、協働のまちづくり推進特別委員会ということだが、なかなかこれだけ見てもかなり広い、一体何をするのかといったような話もした。とりあえず目的はそこに書いてあるように、自治区制度にかわった新たな制度下で、検証を目的にするという話である。要するに名称が自治区制度にかわった新しいまちづくり制度を検証するための特別委員会といった形で進めてみたい、こうがよいのではないかと。これが全てではない。また2年度に新たなことが出てくれば、またその特別委員会の中で話をして次のことをするといったことも出た。定員数は7人で、選出区分は各常任委員会から2人と副議長ということだった。最後に話が出たのは、今まで中山間地の特別委員会が出した提言の検証はどうなっているのかという話もしてきた。内容を見ると、総務文教委員会も福祉環境委員会も産業建設委員会もいろいろ関係のある内容もあったと感じており、要するに各常任委員会でその提言について検証もしていただいたらどうかといったご意見も出ていたことを

布施委員長

申し上げておく。

ほかに。

( 「なし」という声あり )

今の山水海が補足説明で言われたことが載っているわけだが、ここで、やはり特別委員会の設置の有無なので、皆で自由討議という形で忌憚ない意見を聞いた上で判断したい。自由討議とさせていただいてもよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では自由討議に入る。意見のある方は忌憚なく言っていただきたい。

岡本委員

超党みらいでは行財政改革を柱としてという形で書かせていただいた。私の意図は十分この中に入っている。議員としては今行革が行われている、かなりの完成度をもってやっておられても、ありとあらゆる面から見てこの取り組みはしていかなければいけない、これを外してはならないということを日々思っているから、私は行財政改革というものを主に置きながら、自治区制度の検証をというように表現もされていたが、今、協働のまちづくりの課題や問題点についてはしっかり検討して、我々の意見が、また市民の意見として聴いたものが反映されるような形でやるべきであるということから、ぜひ行革と協働のまちづくりを進めていただきたいと私は思って、会派の中では意見を述べさせていただく。よろしく願います。

布施委員長

行革とまちづくり、二つ挙げられたが、行革の特別委員会をつくるべきだという意見か。まちづくりと二つつくるべきということか。はい。ほかにご意見はないか。

小川委員

岡本委員が言われた中身と重複する部分もあるが、二つ課題を並べたというのは、今までだと自治区制度と行革とがセットになった特別委員会があったが、自治区がなくなったからそこにまちづくりとそれが入れかわっているようなイメージなのだが、まちづくりについては、会派内で議論したのは、スタートしたばかりでどこもまだ方向づけについては不明確な中で試行錯誤されている中で、議会があまり率先して方向づけを先走りするのはどうかという議論もあった。その中でも行財政改革に関するところで、特に公共施設の再配置なども含めて大きな問題になるだろうということで、これは当然まちづくりを進める上でも問題点としては抱き合わせで考える必要があるのではないかという認識を持って行革を頭に持ってきて、その後に協働のまちづくりということも併せた委員会でどうだろうかというようにまとめたというご認識をお願いします。

布施委員長

ほかに。

柳楽副委員長

先ほどの岡本委員と委員長のやりとりの中で私が誤解したかもしれないのだが、あのやりとりからいくと行革の特別委員会と、まち



岡本委員

づくり推進についての委員会と、別々に設置するのかなと私は受けとめてしまったのだが、そういう意味ではないということか。

行革だけではなかなか難しいということで、先ほど小川委員が言った、二つの観点を見ながら、このたびは行革の視点で、このたびはまちづくりの視点で、これが連携しているところももちろんある。行革で公共施設を廃止していく中で、そこがまちづくりについてどのような影響になるのだろう、私の中では、私が知り得る地域の公共施設がなくなることによって地域が衰退するのではと心配している。そういうことも必要になって考えることが可能なので。委員会としては合体したものではあるが、実際は関連するところもある中で、二つの柱を持ってやったらどうかという考え方で。行財政改革特別委員会という委員会があって、今度協働のまちづくり委員会があって、ということではなく、この中に包含している状態でやる。そういう気持ちで私は知らせてもらった。

布施委員長

私が聞いたときには二つだということだったが、訂正して、まちづくりの中に行革が入ってその部分の中で重点的に討議することも考えながらやっていくような感じで、という意見でよろしいか。

岡本委員

反対。行革の中にまちづくりを入れ込んでということを考えてらどうか。要は並列ではあるが、まちづくりだけをやると小川委員が言われるように、まだ始まったばかりのところに向けていろいろ意見を言っても混乱するのではないか。私もそう思う。ただ行革をする中においてまちづくりを見ていくこともあってよいのではないかとということで、並列した形でどうかと言っている。あまり深く考えず、協働のまちづくり推進と行財政改革特別委員会という形で。過去、二つの名前を併記したような形があるのでそのようにしていただけないかというのが私も意見である。

柳楽副委員長

特に二つ設置ということではないことはわかった。その上で公明クラブとしては、今の時点では設置しないということで意見を出させていただいている。今の話の内容に対して言うと、行革に柱を当ててというよりは、私が協働のまちづくりのほうに、設置するのであれば主体を置いたほうがよいように思う。というのも、行革の視点はまちづくりの中で一部になってくると思うが、協働のまちづくりにはいろいろなことがあると思うので、行革に柱を置くというのは少し違うのかなと。入れることに特に問題はないのだろうが。住民の生活により身近な部分、生活の中に則したところのものに視点を当てたほうがよいのかなと思う。

もう1点、設置を今の時点でしないと言っているのが、例えば協働のまちづくり、今は始まってまだ1年たってないが、これから本当の問題点が明らかになってくるのかなと思っているので、現時点というよりはもう少し時期を遅らせて考えるほうがよいのではとい

布施委員長  
三浦委員

う考え方でいる。

ほかにないか。

山水海としては、自治区制度にかわる新たな制度がスタートしているわけだが、このタイミングで逆に、現状どうなのかを審議することに価値があるのではないかとということで特別委員会の設置を検討していただきたいと申し上げるものである。自治区制度にかわって、自治区長がいなくなった、あるいは支所機能も自治区長がいなくなったことで支所長がトップになって、機能も変わらないと言いつつ体制は変わっているので、それで支障がないのかとか、基金の考え方とか、さまざま制度が変わっている。制度の今のあり方を、実態をきちんと捉えながら、果たしてその新制度に不備がないのかを、今議論しないと、様子を見ながらとってある程度時間を置いて検証すると、その後にもまた新しい制度もつくっていかないといけないので、議会としての考えを申し上げるタイミングとしてはどんどん遅れていくのではと思う。それを並行していながら、議会としての考え方をきちんと議論しながら執行部に対して、いやこうではないかという意見を申し上げていくというのは、リアルタイムにやっていくほうが効果的ではないかと我々は考えた。実際にそのさまざまな声を聴く機会もあるので、そうした部分を議員間で討議するのは、今のタイミングで特別委員会を設置する意味はあるのではと思ってこのようにしている。選出区分は各会派からということも議論したのだが、テーマが多岐にわたるので、各常任委員会から出たほうが、それぞれの状況もより共有できるのではないかとということで、こういう提案をするものである。

布施委員長

川上委員、創風会は設置しないとのことだが、何かご意見はないか。

川上委員

遅れて申しわけない。内容については若干、肥後委員から聞いたので理解した。必要であれば、先ほど三浦委員が言われたように、現況を捉えてどうだこうだという形でやっていこうというのであれば、私も賛成するところである。特段、特別委員会を必ずしなければならぬわけではないが、今を捉えて何とか考えようということであれば、私はそれでよいと思う。

布施委員長

ほかにないか。ないようならここで集約していきたい。超党みらいのご意見は行革を柱とした特別委員会の中で協働のまちづくりをしよう。設置するのであればほかの会派の意見は、協働のまちづくりの中で多岐にわたった取り組み事項がいろいろあると。自治区制度の問題、もちろん超党みらいが言われた行革の問題、多岐の部分についてはテーマの中で入れてやっていったらどうかという話があった。上下が少し逆転したような考え方が二つあったようなわけだが。設置する、しないの意見もあるので、設置する場合は二つの

考え方をどのように考えていくかを、特別委員会ができたときにはそれを考えていただきたいと思っている。

小川委員

まず入り口の、特別委員会を設置するかどうかについて皆に採決を行いたい。それでよろしいか。特別委員会を設置するかしないかをまず聞いて、設置するのであればどういう目的でやるか。

自由討議の中で山水海から、柱というか設置目的についても今までより踏み込んだ中身が示されたのであれだが、私たち超党みらいの中では、行革は一つの柱として必要だろうが、ほかの柱をどこに置くかというときに、あまり議論が進まなかった。したがって考え方とすれば特別委員会を設置することが先ではなく、こういう目的があるから特別委員会を設置しようという、どちらが先かという議論を会派内でしたのだが、そのときに見当たらなかった。

先ほど提案されたような中身があるなら、私たちとすれば先ほど言ったような、まちづくりと行革の関係についても例えばまちづくり、名前は頭に入った中で柱が3本か4本かになるかもしれないが、行革は一つきちんと入れてもらう形にさせていただけるなら理解できるかなというのが、今の議論を通しての中身である。

それと選出区分についてだが、今回の設置する、しないも含めて、どこで相談されるか、やはり会派がそれぞれ持ち帰って検討したものを持ち寄ってやっているという形態からすれば、選出区分を常任委員会からではなく各会派から出て議論するべき。会派の中ではまちづくりに対するスタンスもそれなりに情報共有と認識もある程度の議論をされて知っている部分があると思うので、そういうことで理解していただければどうなのかということも付け加えさせていただき。設置することの採決については了解もするし賛成もさせていただきたい。

布施委員長

その他ご意見は。

( 「なし」という声あり )

それではここで設置についての採決を行う。特別委員会の設置に賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数で設置となった。特別委員会の設置は本会議で議会運営委員会から提案する。提案に当たり5点確認が必要なので、各項目の確認やご意見を受けたい。以下5点、委員会名、目的、委員定数、選出区分、設置時期といったものがあるが、まず委員会名はこの場で皆と協議して出す必要があると思っているのだが、何か、先ほどのご意見をもとに。

三浦委員

特別委員会は協働のまちづくり、先ほど山水海からは会派の意見を申し上げたが、それを検討する特別委員会が設置されるという理解でよいか。目的が決まってないのに特別委員会の設置をするとい

ったとき、何をするのか。それを今まで議論してきて、何のために委員会を設置するのかということが今までの議論だったと思う。何について議論するべきかを申し上げて、それについて採択されたということは、協働のまちづくりの、先ほど申し上げたような自治区制度にかわった新制度の現状を捉えて、それが協働のまちづくりを推進する制度として本当にそれがよいのかどうかを検証することを目的に設置される特別委員会だということに理解してよいか。

布施委員長

目的があって名称をつくる部分もあるのだが、まず考え方としては先ほど皆がいろいろ意見を言われた、あれは協働のまちづくりの推進について、自治区制度もあるだろうし行革もあるだろうし、その調査目的で研究を行うこと、市に対して必要な意見を提言できることを目的とするという考え方のもとにやっていただきたいと私は思っているのだが。一つ一つ長くやると目的の中でもいろいろあるのだが、そういう考え方で皆の意見を伺ったところなのだが。それで設置したらどうかということをおっしゃっていただいたのだが。あくまでも大きな入り口は協働のまちづくり。設置目的はそれについて調査研究を行うとともに、市に対して必要な意見を特別委員会として言う。提言を行うことができるという内容にしたと思っているのだが、三浦委員、そういう考えでよろしいか。

三浦委員

今委員長がおっしゃったことは理解した。我々が会派内で議論していたのは、協働のまちづくりという基本的な考え方と、自治区制度が終わってからそれにかわる制度というのは、協働のまちづくりを推進する条例の、そこに書かれている言葉とは違うものである。制度と考え方は違うことなので、協働のまちづくりを推進することをテーマに特別委員会を設置すると、全てが協働のまちづくりになるのではないか。やること全てが。それが基本的な市民活動の考え方の大前提となる条例なので、全てを包含してしまう。そうすると特別委員会が扱うテーマがあまりにも全てになり、ゴールもなくなってしまふ。したがって協働のまちづくりという、自治区制度にかわる新たな制度について検証しようというのが我々の提案だった。自治区制度にかわる新たな制度を検証するだけなので、ある程度限定したテーマで議論できるのではないかと、特別委員会という独立した委員会をつくることでゴールも決まるし、一定期間で集中的な議論ができるのではというのが我々の考え方。

委員長がおっしゃるように協働のまちづくりという入り口を広くして何を議論するのかテーマを時々掲げてという中で協働のまちづくりを推進するために行革という観点からこれを見る必要があるとなればそれをやるという考え方なのだろうが、我々が言っていた提案はあくまでも自治区制度にかわる新たに運用されている制度に特化して議論するべきだということなので、そこだけは誤解なきよ

- うにお伝えしたい。全部をやると本当に大変なことになってしまうので、中山間地域も特別委員会で提言をこれまでしてきたのは多岐にわたっていて、それは3常任委員会にそれぞれ追いかけてもらおう、そういうすみ分けをする中でこの特別委員会の設置を提案するもので、山水海の意図をきちんとこの場で皆にお伝えしておきたい。
- 布施委員長 三浦委員が言われた部分については山水海の、目的部分に書いてある。そのとおりだと思っている。ただ、今の部分で自治区制度にかわる新たな制度下で検証を目的にするということだが、タイトルもある程度特別委員会については決めていかないといけない部分があると思う。その部分で今言われた部分について、委員会名は協働のまちづくり推進特別委員会となっているが、タイトルはそれでもよいか。それも変えるのか。
- 三浦委員 当初山水海としてまとめた意見で、こういうものを扱ったらどうかというものと、先ほど採択された特別委員会の設置で、そこで何をやるかは、少し幅が広がったという理解でいるが、これは協議してないので個人の意見になるが、協働のまちづくり推進特別委員会でもそのままでも、扱うテーマが広がっても、この言葉でおさまるのではないかと思う。ただここに行革がつくと、行革を軸にした協働のまちづくりを考えるとということにもなるかと思うので、行革の視点から協働のまちづくりを捉えていくというのは反対するものではない。先ほど挙手したので否定するものではないが、名称についてはそれも包含した、もう少し委員長の意図もおありだと思うので、間口を広く取るような言葉に、名称にしたほうがよいかとは思う。
- 布施委員長 その意見を踏まえて皆から何かあるか。設置することになるので、名称、考え方、そして目的の部分。
- 柳楽副委員長 今の三浦委員が言われた分で、山水海とすると自治区制度にかわった部分、その制度下での検証を目的とするところを主体としてやるということだったが、皆の意見としたらもっと広く、その課題となるテーマを幾つか上げて、それに向けて最初はこれをやろうという形でやっていく認識だったのでは。山水海としては自治区制度にかわるという点をやりたいという意見だったが、最終的には何点か上げてやっていくというやり方でよいのか。あくまでも自治区制度にかわる部分。
- 三浦委員 それでいくと、今までずっと、何を目的に特別委員会を設置するのかという議論をしてきた。目的がない中で特別委員会を設置することがゴールではないので。そうすると幅を広く持たせて何を議論するか分かってない中で特別委員会を設置するというのは、今までの議論を踏まえると、それは意味がないと。だから何を議論するのかきちんと整理して特別委員会を設置するべきではないかというの

が、この議会運営委員会の中でずっと話されてきたことだと思う。だからそこをもう1回、全てを包含できるとしてしまうと、議論が本当に振り出しに戻る。1周回ったのかもしれないが。だから少なくとも我々としては、特別委員会でぜひここは協議していただきたい、すべきだということを主張して今の採択に至っているので、自治区制度にかわる現行制度はぜひ議論していただきたいと思う。それが全く、ゼロにして、とにかく協働のまちづくりを冠に掲げた特別委員会を設置するのだということであれば、何をやるのだろうという、また最初の話に戻るような気がするのだが、そこはどのように整理するのか。僕はそういう理解で先ほど手を挙げたのだが。

柳楽副委員長

改選前の中山間地域振興特別委員会がそうであったと思う。中山間地でさまざまな課題があって、その課題に対して議会としていろいろ執行部に対して要望なり提案なりといったことをしていこうというような目的で設置されて、その中で各委員が各地域の課題を持ち寄って、大きなテーマとして4点上げられて、それぞれの項目ごとに都度議論を深めていって執行部に対して提言を行ったという形になっていたと思うので、やるのであればそういった、それぞれの課題、大きなテーマを見つけて順番に取り組んでいくということはあるのではないかと私は思っているのだが。

三浦委員

それでいくと、中山間地域の特別委員会は、いわゆる中山間地域ということ定義づけて、そのエリアの中で特に課題となっている問題を抽出して提言していった。エリアが決まっていた。でもこの協働のまちづくりは、全ての物事においてかかってくることである。会派内でも意見があった。公共交通の問題を今やるべきではないかとか、市民活動、まちづくりセンターのあり方とか。全てにおいて協働のまちづくりという考え方がかかってくるので、そうすると何について特化しながらやるのかというのは、常任委員会とのすり合わせなども余計に必要になってくるのではないかと思うのだが。そのあたりはどのように整理しながら進めていくのか。

布施委員長

お二人の質疑や答弁を聞いていて、今、名称は協働のまちづくり推進特別委員会ではよいのではないかと、ある程度認識された上で、では目的は何かということで、少し違った部分があると思うが。はっきり目的を持つためには、自治区制度にかわる新しい取り組みについての考え方の検証だと。柳楽副委員長については、中山間地域の例を取られて、大まかな目的を出しておいてテーマごとに特別委員会の中で問題点や現状はどうなのか、議長がよく言われている中山間地域振興特別委員会の検証も、自治区制度にかわるものではないがそういった項目の検証部分も入れたらどうかということもあったのだが、こういった目的の中で、私が最初に少し言わせていただいたが、協働のまちづくり推進について調査研究を行うということ

で、自治区制度の問題もあるだろうし、中山間地域振興特別委員会でやってきた部分の検証もあるだろう。そして行革の問題もあるだろう。それを行っていただいて、市に対してその中で必要なものを、意見及び提言するという目的ではいけないのか。

三浦委員

先ほど申し上げたように、中山間地域振興特別委員会で提言された内容が今どうなっているのかということは、我々としては最終的には各3常任委員会で追っていけばよいのではなかろうかという結論で今回提案している。したがって、今回新設される特別委員会の中で中山間地域振興特別委員会が提言した内容については、特段取り扱わないという整理をしてこれを提言している。そこはそういう整理で。

布施委員長

それも含めて言わせていただいたのだが。常任委員会で検証できる部分については、あくまでも常任委員会でやっていただくという意味合いもある。言葉の言い方が変わったのでご了承願う。

柳楽副委員長、私の先ほどの意見で言わせていただいた部分で、テーマとしては今みたいに特化したものではなく、大まかに入られるようなところで、後の内容についてはテーマごとに決めていただいてやっていくという意見はどうか。

柳楽副委員長

私は委員長の意見と同じだと思っているので。自治区制度というところに、その一点だけに視点を置くのがどうなのかというのが実際ある。自治区制度というものをきちんと理解されてない市民のほうが多分多いと思っている。そこで、理解されてない方たちに自治区制度の問題点などは、なかなか意見も難しいのかなというところもあるし、私が話をする方の中では、自治区制度が廃止されて、すごく困ったという意見もあまり聞いてない。よって、ここで自治区制度だけに光を当てるのは少し疑問があるのだが。

三浦委員

柳楽副委員長のご意見は柳楽副委員長のご意見で。それは特別委員会を設置してから議論して、委員会で取り扱うか取り扱わないかも特別委員会が設置されてから議論していこうということになるのか。

柳楽副委員長

特にこれをやることがいけないとは思っていない。必要などころだとは思う。制度が変わったことで何かしら課題を感じておられる方もおられると思うし。したがってそこをすること自体に反対するものではないが、やはりそれ以外のところで、先ほども話が出ていたが、公民館からまちづくりセンターになり、コーディネーターも配置されるようになって、そういったところの課題、進め方の課題などをやるのも必要だと思うので、そういった意味でもう少し、限定するのではなく本当に市民が、こういった協働のまちづくりの点で困っておられるとか、進め方がわからないとか、そういう課題も多分あると思うので、そういったところもやる必要があるのではな

笹田議長

いかということ。もう少し広くしたほうがよいのではと。

このたび特別委員会の設置ということで最初にお願ひしたのは私なので、私の思いも再度述べさせていただきたい。

最初あったように、協働のまちづくり推進特別委員会といったのは、話が戻るが12月の市長の所信表明で、今後重点的に取り組んでいくのが若者対策と協働のまちづくりの推進だということ。これが自治区制度にかかわって浜田市協働のまちづくり推進条例をもとにまちづくりをしていくのだということと、中山間地域において特別委員会から指摘をしっかりとやっていこうということも所信表明で言われた。よってそこを特化してやっていただきたいということで要望をしたのだが、最初の立ち上げのときに広すぎて難しいということから、やはりある程度絞って話をするべきではないかという話が会派内で出た。

先ほど言ったように自治区制度が廃止されて、問題が起こってから立ち上げたらよいのではないかとすると、問題が起こってからでは遅い可能性もあるし、我々がしっかりと市民の話を聴いて、先ほど柳楽副委員長が言われたように、困ってない人もおられるかもしれない、困っている人もいるかもしれない、ということも我々はまだわからない。その中で先ほど言われた、自治区制度を検証すべきだとあって、問題が出てきたときにさらに話が広がっていくと思う。公民館がまちづくりセンターに変わって、果たして自治区制度にかわるものなのかどうか、市民はわからない。市としてはそれを立ち上げたのでまちづくりは変わらないと言っているが、果たして本当にそうなのかどうかは、議会が市民の意見を聴いて検証する必要があるだろうということから、このように絞っているのだが。ただ、先ほど言われたようにそこから波及していく部分がたくさんあると思う。超党みらいが言われた行革部分でも、まちづくりの観点からすると連携する部分があるし、特別委員会で本当に市民の声を聴いて、そういったことが本当に必要であれば特別委員会の中で議論していただき、市に提言するなり市民に伝えるなりしていくような特別委員会になればよいと思つてのことなので、そういった形での特別委員会の設置を最初にお願ひしたいというのが私の意図だった。

発言の機会を与えていただいたが、こういった意図だということとを皆ご理解の上で進めていただけたらありがたい。

布施委員長

いろいろと議長に言っていた。私から最後に、目的及び調査事項として提案したいのだが、何度か言っている、目的及び調査事項について皆の意見を踏まえて、協働のまちづくりの推進について調査及び研究を行うとともに、市に対し必要な意見及び提言を行うことを目的とする。このような目的及び調査事項でやっていただき、名称は協働によるまちづくり推進特別委員会、という考え方で



やっていきたいのだが。

休憩前に私の意見を言わせていただいて、休憩中に会派内で討議していただきたい。10分間、暫時休憩に入る。

[ 11時 05分 休憩 ]

[ 11時 16分 再開 ]

布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。皆に投げかけていた、特別委員会の設置はするということで、名称は委員長提案だが、皆の意見を踏まえて、協働のまちづくり推進特別委員会。これにしてよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

はい、全会一致である。目的及び調査事項についてもご提案するが、協働のまちづくりの推進について調査及び研究を行うとともに、市に対し必要な意見及び提言を行うことを目的とする、という提案をする。皆それについてのご意見を、よろしければ伺うが。ご意見がある方は。

( 「なし」という声あり )

ないということで、目的及び調査事項もこの目的にさせていただく。あくまでもこれは目的・調査事項だが、先ほど議論したいろいろな意見については特別委員会の中でしっかりテーマを出していただいて、調査目的にやっていただきたいと申し述べておく。

定数について、7人という数字が出ているが、定数は7人でよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では7人とさせていただく。選出区分は2案出ている。山水海からは各常任委員会及び副議長、超党みらいからは会派から。こちらについてご意見を伺う。

柳楽副委員長

山水海の案の、常任委員会から2名となるとうちの会派は2人しかいないので、もしかしたら委員会から出していただけないということになる可能性もあるので、そこはぜひご配慮いただきたい。

布施委員長

各常任委員会という話があったが。

沖田委員

各常任委員会から2人ということをご提案させていただいたが、先ほどの柳楽副委員長のご意見を伺って、会派内から漏れる可能性があることも、うちの会派としても少し配慮が足りなかった気もするので、選出区分に関しては改めてこの場で議論されて、ここで決めたらよろしいかと思う。

布施委員長

会派からという話と常任委員会からという話があったが、公明クラブは2人なので、各常任委員会から選出した場合には2人になる場合もあるかもしれないし、全くゼロの場合もあるかもしれないため、

小川委員

できたら会派からというご配慮をお願いしたいというご意見があった。それについて採決を行いたい。

私も超党みらいとしては会派からということだったが、柳楽副委員長のおっしゃることも当然必要かと思った。先ほど三浦委員がさまざま柱について言われる中で、例えば支所機能や、あるいは基金の問題だとか、そういった点をいろいろ検証する場合に、それを例えば各常任委員会から2名ずつとした場合、常任委員会としてそのことを検討して、検討した中身を持ち寄るということは物理的に難しいのではと思った。その場合はやはり会派内で検討してもらってそれを持ち寄る形のほうが、さまざまな議論を進めていく上でスムーズになるのではという観点からも、会派からのほうがよいのではということをつけ加えさせていただく。

布施委員長

いろいろな意見があったので、それについて皆に諮りたい。各常任委員会で選出することに賛成の方。

《 賛成者挙手なし 》

会派からという意見に賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手全員である。では選出区分は会派から、定数は7人とさせていただく。よろしくをお願いします。

川上委員

7名はわかったが、どのような各会派からの選出人数はどうなるのか。

布施委員長

各会派からの選出人数ということだが、超党みらいの選出区分の中に、4人以上の会派が2人、4名未満の会派は1人という案があるが。その案を本筋と考えていただいて、何かご意見があれば何うが。

沖田委員

確かにおっしゃることもわかるのだが、ただ、うちの会派は9人いる。それで2人というのはどうかという思いも多少ある。できればうちの会派は3人にさせていただきたい。

布施委員長

自分のところの人数はわかるが、7人というのが決まった。自分のところの人数区分よりは全体の特別委員会の人数として考えるべきときにはどうかということ。意見は何うがそこを踏まえて言っていただきたい。7人を変更するのであれば先ほどの決定事項が変わる。手を挙げられたのだから踏まえて言っていただきたい。

川上委員

山水海から話があった。そうであるならば特別委員会の人数も変えてよいのではという気がするが。3・2・2・1とか。

小川委員

4人未満は1名と書いてあるが、今は1人会派の方がおられないのでそこを考えたときに、1人会派の人でも参加できるようにということも含めてこのような書き方になっているのだが、そういうことも想定して、よいかどうかも配慮していただければと思った。

布施委員長

今いろいろと意見を聞いたが、今の意見を聞くと、会派人数について配慮願いたいという部分と、超党みらいからの話とあった。定

数の部分からやり直そうか。

( 「はい」という声あり )

では定数について再度諮り直す。

( 「一旦休憩を」という声あり )

暫時休憩する。

[ 11時 27分 休憩 ]

[ 11時 33分 再開 ]

布施委員長

休憩前に続いて委員会を再開する。選出区分について議長団から話がある。

笹田議長

これは大変重い委員会だと思うので議長団から1名加えていただきたいと思うのだが、いかがか。

布施委員長

議長から提案があった。大変重い委員会なので議長団から副議長をということだが、皆にお諮りする。副議長を特別委員会の委員として推薦があったが、皆それでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では副議長を特別委員会委員として1人置く。委員会の中で、会派構成で、委員を構成するのに3人に1人が出るということで、今の会派構成を見ると山水海が9人なので特別委員会の選出区分としては3人、超党みらいが6人なので2人、創風会は5人なので1人、公明クラブが1人で、定数が8となる。よって定数を8人としてよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では定数を8人としたい。もう一度、新たに皆に確認しておく。山水海からは3人、超党みらいからは2人、創風会から1人、公明クラブから1人、そして議長団から副議長。合計8名である。

続いて設置期限について。本委員会は目的を達成するまでの設置期間とすることでよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

なお特別委員会の設置は3月定例会議最終日に提案することとしてよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

では最終日提案で準備する。設置議案は2月17日の議会運営委員会で提示予定なのでご了承願う。

#### 4 重要案件の意見交換会（子育て支援について）について

布施委員長

こちらについては本日議題としていたが、昨日浜田市保育連盟から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ2月4日の重要案件の意見交換会を取り下げ、次年度改めて実施をお願いしたいとの

申し出があった。そのため2月4日の開催を中止とし、次年度改めて開催希望があれば受けるように調整する方向でよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそのようにする。

## 5 今後の行政視察について

布施委員長

こちらについては新型コロナウイルス感染症、オミクロン株の感染拡大により、これまでは感染症対策を講じていれば可能としていたが、議長団からお考えがあるようなので伺いたい。

笹田議長

11月2日の議会運営委員会で、範囲等の制限を行わないが相手方と新型コロナウイルス感染症対策を十分協議し実施するという形で視察を考えていたが、今月こういう状況の中、浜田市においても陽性者が発生している状況である。そのため次のとおり見直しを提案したい。

まず一つ目、県内・県外を問わず現地訪問の視察実施は行わない。二つ目、ウェブ等でのオンライン形式の視察実施は可能とする。三つ目、現地視察の代替として視察旅費を所管委員会の調査事項に関するオンライン研修の受講料に活用することを可とする。当然ではあるが視察旅費の範囲内であり、委員会として委員全員で受講し研修内容を委員会活動に生かすようお願いする。

この三つを提案したいと思う。本日このとおりでよいということをお願いしたいのだがいかがか。

布施委員長

ただいま議長から提案について委員から質問はないか。

( 「なし」という声あり )

なければ提案された内容とする。各委員会について対応をお願いしたいということよろしいか。

笹田議長

許可いただいたので、研修を受講したい委員会があれば担当書記としっかり受講準備を進めていただきたい。2月24日からは3月定例会議も始まるので、あまり期間はないが、1月26日から各常任委員会が始まるので、そこでしっかり議論していただき、その費用を活用するかどうかも含めて検討していただければありがたい。よろしくようお願いする。

布施委員長

皆よろしくようお願いする。

## 6 その他

### (1) 令和3年12月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

布施委員長

事務局から説明をお願いする。資料5-1をごらん願う。

近重書記

( 以下、資料をもとに説明 )

### (2) 令和4年2月7日の議員研修会の開催について

布施委員長

こちらについては先の行政視察の取り扱いでもあったが、新型コロナウイルス感染症が拡大しているので、現在のオミクロン株感染拡大状況を踏まえ、今年度の開催は中止とし、次年度改めて開催を計画したいと思うがよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそのようにさせていただきます。

### (3) 令和4年度当初予算説明資料の購入希望について

布施委員長

説明をお願いします。

近重書記

( 以下、資料をもとに説明 )

布施委員長

皆そのように認識していただきたい。

### (4) その他

布施委員長

その他、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

では次回の日程を確認したい。先ほど2月7日月曜日の議員研修会を中止したので、今回は2月7日月曜日の午前10時から、議会運営委員会を開催する。内容は、意見陳述、陳情者の部分についての陳情審査の意見陳述について、6月以降の取り扱いについてである。これを皆、意見を出されたところもあるが、3月はこれまでどおりやるということなのだが、6月以降の陳情審査についてまた意見を伺う。

2番目として議会基本条例の見直しについて。これについてもタブレットに通知を配信しているが、今月末が議会基本条例の見直しについてのご意見提出期限となっている。この2点を予定している。

1の6月以降の陳情審査と意見陳述については、事前に会派の意見を集約する。締め切りは議会基本条例見直しの回答期限と同日の、1月31日とする。委員会終了後、事務局から資料データを送付する。各会派におかれては陳情審査の流れと意見陳述についてご提出願う。陳情審査の流れについては前委員会からの申し送り案を参考にしてほしい。陳述については12月16日に提出された一覧を参考にしてほしい。なお、記載は詳細・具体的にさせていただくようお願いする。

最後にお願いだが、本日の内容については会派で共有していただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

[ 11 時 46 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施 賢 司